

6

作物の定植・肥大時期の畑かん水の利用効果について

さつまいもの植付け時期に入っています。作物の苗を定植する前や作物の肥大前の時期は、水が大変重要になってきます。そこで、畑かん水をうまく利用しましょう。

- ◆ 苗定植前に畑かん水利用：雨待ちなしで、畑を十分に湿らせる（基礎水）
- ◆ 定植時期に畑かん水利用：苗の活着が良くなり、欠株が減らせる（活着水）
- ◆ 長期間雨が降らず畑かん水利用：適期の水管理ができ、生育や芋の肥大を促進（散水）

畑かん水がいつでも使える状態であれば、営農計画が立てやすくなり、経営改善へつながります。

畑かん水利用、散水器具導入を検討されている方は、ぜひこの機会に農政畜産課畑かん推進係または、曾於東部土地改良区、曾於南部土地改良区へお申込みください。

なお、曾於東部地区の県営事業は終了しているため、散水器具の貸出（有料）または、志布志市畑地かんがい用散水器具設置支援事業をご活用ください。

- ◆ 畑かん水水利用料金（年間 10 a 当たり）

- 普通畑：3,600 円
- ハウス：6,000 円
- 茶（防霜）：12,000 円



■ 畑かん事業に関する問い合わせ先：農政畜産課畑かん推進係 Tel: 474-1111(内線 431) 県畑かんセンター Tel: 482-2547
 松山支所産業建設課 Tel: 487-2111(内線 232) 曾於東部土地改良区 Tel: 487-2986
 志布志支所産業建設課 Tel: 472-1111(内線 412) 曾於南部土地改良区 Tel: 471-0171

4

固定資産税の縦覧及び閲覧制度について

固定資産税の「縦覧制度」と「閲覧制度」をご利用ください。

【縦覧制度】

縦覧制度は、納税義務者等が土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿により、市内の他の土地・家屋の評価額を見ることができ、自己の所有する土地・家屋の評価額が適正であるかを確認できる制度です。

- ◆ 縦覧期間：4月1日(金)から5月31日(火)まで
8時30分～17時15分
(土・日・祝日を除く)
- ◆ 縦覧場所：本庁税務課、志布志支所市民税務課、松山支所総務市民課
- ◆ 手数料：無料
- ◆ 縦覧できる方：
 - 土地家屋を所有する納税義務者（免税点以下の方を除く）
 - 納税義務者と同世帯の親族
 - 納税管理人及び相続人代表者
- ◆ 確認できる内容：
 - 土地所在地番、課税地目、課税地積、評価額
 - 家屋・家屋番号、所在地、用途、構造、床面積、評価額
- ◆ お持ちいただくもの：運転免許許証等の本人確認書類

【閲覧制度】

閲覧制度は、納税義務者等が自己の資産について固定資産課税台帳に登録された内容を確認できる制度です。

- ◆ 閲覧期間：通年（土・日・祝日等の閉庁日を除く）、8時30分～17時15分
- ◆ 閲覧場所：本庁税務課、志布志支所市民税務課、松山支所総務市民課
- ◆ 手数料：1通 200 円
- ◆ 4月1日(金)から5月31日(火)までは無料
- ◆ 閲覧できる方：
 - 納税義務者
 - 納税義務者と同世帯の親族
 - 納税管理人及び相続人代表者
- ◆ 登録された課税台帳
- ◆ お持ちいただくもの：
 - 運転免許許証等の本人確認書類
 - 代理人の場合は、委任状及び代理人の本人確認書類、法人の場合は、代表者印を押印した申請書または委任状

■ 問い合わせ先：
 税務課 固定資産税係
 Tel: 474-1111
 (内線 154・155・156)

7

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスが始まります

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるための新しい介護保険サービスが4月から始まります。自宅に居ながら24時間365日必要に応じて、介護と看護のサービスが提供され、住み慣れたご自宅で安心安全な生活を継続して行うことができます。

- ◆ サービスの概要：

- ヘルパーが1日複数回利用者宅を訪問し、日常生活上の世話をを行います。
- 医師の指示により、看護師等が利用者宅を訪問し、検温、服薬管理、床ずれ等の処置を行います。
- 24時間オペレーターが待機し、利用者・家族からの通報を受けて、通報内容に対応を行い、必要があれば利用者宅に伺います。

- ◆ サービス利用対象者：要介護1から要介護5までの介護認定を受けた人

- ◆ 対象地域：事業所から30分圏内

- ◆ 利用料金（1月当たり）：
 - 要介護1 = 5,658 円
 - 要介護2 = 10,100 円
 - 要介護3 = 16,769 円
 - 要介護4 = 21,212 円
 - 要介護5 = 25,654 円

※訪問看護サービスを行う場合（別途料金）は、要介護1から4まで = 2,935 円 要介護5 = 3,735 円

※通話料は、全額利用者負担です。

※利用料金の詳細については、お問い合わせください。

- ◆ サービス提供事業所：医療法人左右会 左右会定期巡回ヘルパーステーション
 志布志市志布志町志布志二丁目3番6号 Tel: 473-8137

■ 問い合わせ先：保健課 介護保険係 Tel: 474-1111 (内線 162)

5

高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）のお知らせ

高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）は、国の一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者の方を支援するものです。

- ◆ 支給対象者：平成29年3月31日までに65歳以上（昭和27年4月1日以前に生まれた方）になられる方で、平成27年度臨時福祉給付金（給付額6千円）支給対象者の方
- ◆ 支給額：対象者1人につき3万円（1回限り）
- ◆ 申請書送付：4月初旬（予定）
- ◆ 申請期間：4月初旬から7月末（予定）
- ◆ 申請手続：支給対象者には、市から申請書類を封書にて郵送いたします。
- ◆ 本庁福祉課または支所福祉係で申請手続をしてください。
- ◆ 申請後、市で審査を行い、対象となる方には給付金を指定された金融機関口座に振り込みます。（支給は、受付・審査後随時行います。）

◆ 注意点：

- 支給対象となる方で、平成27年1月2日以降に志布志市に転入された方は、転入前の市区町村が申請先になります。

で、その市区町村にお問い合わせください。

- 9月上旬に障害・遺族基礎年金受給者向け（高齢者向け給付金対象者を除く）、給付額3万円の申請・受付及び平成28年度臨時福祉給付金（平成28年度分市民税非課税者）ただし、課税者の被扶養者や生活保護受給者などを除く。給付額3千円の申請・受付を予定しております。

給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください！

- ◆ 市や厚生労働省などが、給付金の給付のために手数料の振り込みを求めたり、申請手続をしない方に世帯構成や銀行口座などの個人情報を確認したりすることは絶対にありません。
- ◆ 不審な電話があったり、不審な郵便物が届いたら、迷わず、最寄りの警察署または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

■ 問い合わせ先：
 福祉課 社会福祉係
 Tel: 474-1111
 (内線 172)